

令和4年6月県議会定例会提出議案の概要

1 予算案の概要

- (1) 議案第1号 令和4年度一般会計補正予算(第1号)及び
議案第2号 令和4年度公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)の概要

新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものです。

補正額は、

| | |
|--------|---------------|
| 一般会計 | 112億4,969万9千円 |
| 公営企業会計 | 699万6千円 |

です。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

| | |
|----------|--------------|
| 分担金及び負担金 | 2億1,628万3千円 |
| 国庫支出金 | 74億2,246万6千円 |
| 繰入金 | 17億2,705万6千円 |
| 諸収入 | 1,489万4千円 |
| 県債 | 18億6,900万円 |

です。

- (2) 議案第13号 令和4年度一般会計補正予算(第2号)の概要

国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策に伴う経費について措置するものです。

補正額は、

| | |
|------|--------------|
| 一般会計 | 50億4,341万7千円 |
|------|--------------|

です。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

| | |
|-------|--------------|
| 国庫支出金 | 50億4,341万7千円 |
|-------|--------------|

です。

これらの結果、一般会計の予算の規模は、6,577億7,011万6千円となります。

なお、今回の補正予算の主な内容は、次のとおりです。

一般会計歳出一覧

(単位:千円)

| 款 別 | 補正前の額 | 今回補正額 | 今回補正額 | | 計 |
|--------|-------------|------------|------------------------------|------------------------------|-------------|
| | | | うち新型コロナ 対策等に係るもの 【第1号】 | うち国の総合緊急 対策に係るもの 【第2号】 | |
| 総務費 | 36,615,878 | 794,129 | 38,739 | 755,390 | 37,410,007 |
| 民生費 | 96,125,902 | 635,344 | 283,101 | 352,243 | 96,761,246 |
| 衛生費 | 46,740,790 | 6,625,947 | 6,413,947 | 212,000 | 53,366,737 |
| 労働費 | 1,605,523 | 6,580 | | 6,580 | 1,612,103 |
| 農林水産業費 | 55,579,687 | 2,418,725 | 240,200 | 2,178,525 | 57,998,412 |
| 商工費 | 50,616,013 | 1,169,825 | | 1,169,825 | 51,785,838 |
| 土木費 | 64,475,613 | 4,252,696 | 4,252,696 | | 68,728,309 |
| 教育費 | 117,742,938 | 389,870 | 21,016 | 368,854 | 118,132,808 |
| 一般会計合計 | 641,477,000 | 16,293,116 | 11,249,699 | 5,043,417 | 657,770,116 |

○ 補助公共・交付金事業

(単位:千円)

| 事業名 | 補正前の額 | 今回補正額 【第1号】 | 計 |
|--------|------------|----------------|------------|
| 道路事業 | 19,178,312 | 1,869,834 | 21,048,146 |
| 河川事業 | 9,218,833 | 22,579 | 9,241,412 |
| 港湾事業 | 1,449,932 | 2,180,827 | 3,630,759 |
| 住宅事業 | 736,360 | 94,498 | 830,858 |
| 都市計画事業 | 459,800 | 40,458 | 500,258 |
| 合計 | 50,438,890 | 4,208,196 | 54,647,086 |

公営企業会計歳出一覧

(単位:千円)

| 会計名 | 補正前の額 | 今回補正額 | 計 |
|----------|------------|-------|------------|
| 電気事業 | 8,213,441 | 6,996 | 8,220,437 |
| 公営企業会計合計 | 57,695,299 | 6,996 | 57,702,295 |

○ 主な事業【第1号分】

(新型コロナウイルス感染症対策)

⑨ みやざきフードビジネスDX実装支援事業(産業政策課) 16,000千円

先駆的なDXの取組を県内事業者へ横展開するため、POS(販売情報)データや人流データ等のビッグデータをAIで分析するシステムの導入や伴走支援に係る経費の補助等を行うための経費

・ 介護サービス継続支援事業(長寿介護課) 531,047千円

(補正後:588,470千円)

介護事業所等で新型コロナの感染者が発生した場合において、介護サービスの継続や他の事業者等からの応援派遣時に必要なかかり増し経費を支援するための経費

・ 高齢者施設等への抗原検査キット配付事業(長寿介護課・障がい福祉課) 304,800千円

高齢者施設等へ抗原検査キットを配付し、職員を対象とする集中的な検査を実施するための経費

⑩ 高齢者施設等往診対応医療機関支援事業(感染症対策課) 336,600千円

高齢者施設等での施設療養者に対する往診を行う医療機関を支援するための経費

・ PCR検査体制等強化事業(感染症対策課) 958,870千円

(補正後:1,687,705千円)

行政検査の民間検査会社委託や、感染疑いに係る医療機関での保険適用検査費用について公費負担を行うための経費

・ 新型コロナウイルス検査促進事業(感染症対策課) 1,042,860千円

飲食やイベント、帰省等の活動に際し、新型コロナの陰性確認をする必要がある方や感染に不安を感じる県民の方が、無料でPCR等検査を受けられる体制を確保するための経費

・ 自宅療養者に対する健康観察体制確保事業(感染症対策課) 1,752,227千円

(補正後:2,195,092千円)

軽症及び無症状の自宅療養者への健康観察を民間委託するとともに、自宅療養期間の食料など生活に必要な物資等を配付するための経費

⑪ みやざきデジタル施設園芸産地構築事業(農産園芸課) 107,550千円

農業者のハウス内にモニタリング装置を設置して、環境データ等を効率的に収集・蓄積するとともに、データ分析・活用の最適な手法を検討し、施設園芸のデジタル化に向けた体制整備を図るための経費

(新型コロナウイルス感染症対策以外)

- ⑨ マイナポイント取得促進事業(デジタル推進課) 9,239千円
マイナンバーカードを活用した消費活性化策である「マイナポイント」の周知を行うため、各種媒体での広報や啓発イベント等を行うための経費
- ⑨ JR山之口駅バリアフリー化整備支援事業(国スポ・障スポ準備課) 3,500千円
国スポ・障スポ大会の主会場となる新陸上競技場の最寄り駅であるJR山之口駅について、都城市が行うバリアフリー化整備の費用を一部負担するための経費
- ⑨ 妊婦訪問支援事業(健康増進課) 1,680千円
育児が困難になることが予測される妊婦や妊婦健診未受診の妊婦を継続的に訪問し、必要な支援を行う市町村に対して補助を行うための経費
- ⑨ 一時預かり利用者負担軽減事業(こども政策課) 6,120千円
低所得世帯等の児童が一時預かり事業による支援を受けた場合に、利用者負担軽減を行う市町村に対して補助を行うための経費
- ⑨ きらり輝く農業人材確保支援事業(農業担い手対策課) 5,000千円
(補正後:20,700千円)
農福連携の推進強化のため、農業現場における障がい者の雇用・就労に関してアドバイスする専門人材の育成等を行うための経費
- ⑨ 海藻等養殖生産安定化緊急対策事業(漁業管理課) 10,600千円
海藻等養殖の生産性の向上につながる、安全かつ効率的な栄養塩強化技術を確立するため、陸上水槽試験等を実施するための経費
- ・ 港湾施設維持管理事業(港湾課) 44,500千円
(補正後:85,766千円)
船舶の衝突事故により損傷した福島港岸壁の補修工事について、原因者に代わり、県が先行して原状回復工事(行政代執行)等を実施するための経費
- ⑨ 情報モラル教育推進事業(教育政策課) 4,994千円
児童生徒の情報モラル教育や教員のICT活用指導に関し、モデル地域において研究・実践、研修会等を実施するための経費

○ 主な事業【第2号分】

(原油価格・物価高騰等総合緊急対策関連)

⑨交通・物流事業者燃料高騰等対策事業(総合交通課) 755,390千円

交通・物流事業者に対して、燃料費高騰分等を補助するための経費

⑨私立学校授業料等緊急支援事業(みやざき文化振興課) 297,900千円

私立学校に通う世帯収入が一定額未満である世帯の教育費負担を軽減するため、私立学校設置者に対して、生徒1人当たり5万円を上限に補助するための経費

⑨生活困窮者支援体制構築のためのプラットフォーム整備事業 4,300千円
(福祉保健課)

行政や民間団体等が連携して生活困窮者への支援方法等を検討するプラットフォームを設置するとともに、支援に取り組む民間団体に対して、活動経費を補助するための経費

⑨生活困窮者法律相談支援事業(福祉保健課) 7,710千円

生活福祉資金の借受人等に対して、返済や債務整理に係る法律相談を利用するための経費を支援するための経費

⑨保育所等給食緊急支援事業(こども政策課) 164,733千円

保育所等に通う子どもの保護者の給食費負担を抑制するため、保育所等への給食支援を行う市町村に対して、材料費の高騰分を補助するための経費

・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(こども家庭課) 175,500千円

低所得のひとり親世帯に対して、児童1人当たり5万円の生活支援特別給付金を支給するための経費(町村分)

⑨県内事業者エネルギー転換緊急支援事業(環境森林課) 212,000千円

電気自動車や再エネ・省エネ設備等を導入する民間事業者に対して補助を行うとともに、県公用車として電気自動車をモデル的に導入するための経費

⑨特用林産物生産資材等緊急支援事業(山村・木材振興課) 64,800千円

特用林産物の生産事業者等に対して、資材費の高騰分を補助するための経費

- ・ みやざき応援消費拡大支援事業(商工政策課) 1,017,700千円
 地域の実情に応じて、プレミアム商品券の追加発行などの消費喚起策等に取り組む市町村を支援するための経費

- ・ 小規模事業者新事業展開等追加支援事業(商工政策課) 30,925千円
 小規模事業者に対して、商工会議所連合会等を通じ、新事業展開や販路開拓に要する経費を補助するための経費

- ・ 中小企業金融円滑化補助金(商工政策課経営金融支援室) 44,167千円
(補正後:551,534千円)
 中小企業融資制度において、「原油・原材料高対策特別貸付」を新規に創設し、中小企業等の資金繰りを支援するための経費

- ⑨ ウクライナ避難民採用企業支援事業(雇用労働政策課) 6,580千円
 就労を希望するウクライナ避難民の方を採用した県内企業に対して、円滑な受入環境整備のための給付金を支給するための経費

- ⑨ 農業セーフティネット対策緊急強化事業(農業普及技術課) 326,214千円
 農業者に対して、燃油価格高騰時に補填金が交付される施設園芸等セーフティネット構築事業の農家積立金相当額を補助するための経費

- ⑨ 被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業(農業普及技術課) 852,387千円
 農業者に対して、被覆資材等の購入に係る価格高騰分を補助するための経費

- ⑨ 漁業用資材価格高騰対策緊急支援事業(水産政策課) 30,000千円
 漁業者に対して、漁業用資材の購入に係る価格高騰分を支援するための経費

- ⑨ 畜産セーフティネット対策緊急強化事業(畜産振興課) 333,856千円
 畜産業者等に対して、配合飼料価格高騰時に補填金が交付される配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金相当額を補助するための経費

- ⑨ 県立学校給食等緊急支援事業 28,750千円
 (特別支援教育課、財務福利課、高校教育課、義務教育課)
 県立学校に通う子どもの保護者の給食費等負担を抑制するため、PTA等に対して、材料費の高騰分を補助するための経費

令和4年6月県議会定例会提出議案の概要

特別議案の概要

【条例7件】

- **県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例**（税務課）

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正により、地域再生法に基づく県税の課税免除又は不均一課税の適用期間の期限が延長されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものである。

- **使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例**（財政課）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が改正されたことに伴い、関係する手数料の新設等を行うものである。

- **教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例**（教育庁スポーツ振興課）

新宮崎県体育館の設置に伴い、関係する使用料の新設等を行うものである。

- **宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（病院局経営管理課）

診療報酬改定に伴い、初診加算料及び再診加算料の上限額の改正を行うものである。

- **公の施設に関する条例の一部を改正する条例**（人事課行政改革推進室）

宮崎県屋外型トレーニングセンターを公の施設として設置することに伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例**（教育庁スポーツ振興課）

新宮崎県体育館を教育関係の公の施設として設置することに伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（建築住宅課）

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正等に伴い、同居親族等に係る規定を改正する等、関係規定の改正を行うものである。

【条例以外3件】

○ **工事請負契約の変更について（道路建設課）**

地域連携道路事業国道447号真幸工区（仮称）真幸トンネル工事（1工区）（えびの市）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決に付するものである。

（変更前）

（変更後）

契約金額 4,728,931,240円

4,782,223,627円

○ **訴えの提起について（港湾課）**

平成31年4月に福島港岸壁を外国船籍の船舶が損傷させた事故に係る損害賠償請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決に付するものである。

○ **公安委員会委員の任命の同意について（1件）（人事課）**

公安委員会委員について、別紙の者を任命するにあたり、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

【報告承認 1 件】

○ 専決処分の承認を求めることについて（税務課）

議会において議決すべき次の事件を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

宮崎県税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正により、ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し等が行われ、令和 4 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、宮崎県税条例の改正を行ったものである。

（専決年月日 令和 4 年 3 月 31 日）

【報告 8 件】

○ **損害賠償額を定めたことについて**

地方自治法第 180 条第 2 項の規定による損害賠償額を定めたことについての報告
16 件 4,913,328 円

○ **県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について（建築住宅課）**

地方自治法第 180 条第 2 項の規定による県営住宅の管理上必要な訴えの提起についての報告
訴えの提起 明渡請求及び家賃等請求 1 件

○ **令和 3 年度宮崎県繰越明許費繰越計算書**

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定による繰越明許の報告

| | | | |
|--------------|-------|-----|------------------|
| 一般会計 | 140 件 | 繰越額 | 82,916,930,250 円 |
| 公共用地取得事業特別会計 | 1 件 | 繰越額 | 122,338,046 円 |
| 港湾整備事業特別会計 | 2 件 | 繰越額 | 62,000,000 円 |

○ **令和 3 年度宮崎県事故繰越し繰越計算書**

地方自治法施行令第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定による事故繰越しの報告

| | | | |
|------|------|-----|-----------------|
| 一般会計 | 24 件 | 繰越額 | 5,394,775,930 円 |
|------|------|-----|-----------------|

○ **令和 3 年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書（企業局）**

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定による繰越の報告

| | |
|-------------|-----------------|
| 款（資本的支出）繰越額 | 1,049,013,143 円 |
| 款（事業費）繰越額 | 130,057 円 |

○ **令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書（企業局）**

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による繰越の報告

款（事業費）繰越額 251,655,078円

款（資本的支出）繰越額 1,565,398,693円

○ **令和3年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費繰越計算書（企業局）**

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による繰越の報告

款（資本的支出）繰越額 3,498,000円

○ **令和3年度宮崎県立病院事業会計予算繰越計算書（病院局）**

地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越の報告

繰越額 1,214,680,000円

6 月 県 議 会 定 例 会 に 提 案 予 定 の 特 別 議 案 の 内 容

| 区 分 | | 現 委 員 | 提 案 予 定 の 人 | 備 考 |
|------------------|-----|------------------------|------------------------|------|
| 公安委員会 委 員 | 氏 名 | 島津 久友(しまづ ひさとも) (63) | 島津 久友(しまづ ひさとも) (63) | 任期満了 |
| | 役職名 | 会社役員 | 会社役員 | |
| | 任 期 | 令元. 8. 1～令4. 7. 31 (2) | 令4. 8. 1～令7. 7. 31 (3) | |

(注) 年齢は令和4年6月10日現在。「任期」の()内の数字は任期数。